

～女性特有のがん検診推進事業～

対象年齢の人は、女性特有のがん検診
(子宮頸がん・乳がん)が無料で受けられます

問合せ 健康増進課 ☎(42)8421・FAX(42)2130

平成21年度から、がん検診の受診促進とともに、がんの早期発見と正しい健康意識を普及・啓発するため、「女性特有のがん検診推進事業」として、下記対象者にがん検診を無料で実施することになりました。

対象者には、9月末日に「がん検診無料クーポン券」「検診手帳」「案内通知」を郵送しましたので、実施方法などの詳細は、案内通知をご確認ください。

※対象者で、4月以降に市の集団検診または個別検診を受けた人は、自己負担金をお返しします。

必ず領収書やクーポン券などを保管しておいてください。

- 対象者 平成21年4月1日現在で以下の年齢の人
- | | |
|---------|---------------------|
| 子宮頸がん検診 | 20歳・25歳・30歳・35歳・40歳 |
| 乳がん検診 | 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳 |

子宮頸がん	20歳	昭和63(1988)年4月2日～平成元(1989)年4月1日
	25歳	昭和58(1983)年4月2日～昭和59(1984)年4月1日
	30歳	昭和53(1978)年4月2日～昭和54(1979)年4月1日
	35歳	昭和48(1973)年4月2日～昭和49(1974)年4月1日
	40歳	昭和43(1968)年4月2日～昭和44(1969)年4月1日
乳がん	40歳	昭和43(1968)年4月2日～昭和44(1969)年4月1日
	45歳	昭和38(1963)年4月2日～昭和39(1964)年4月1日
	50歳	昭和33(1958)年4月2日～昭和34(1959)年4月1日
	55歳	昭和28(1953)年4月2日～昭和29(1954)年4月1日
	60歳	昭和23(1948)年4月2日～昭和24(1949)年4月1日



委託医療機関

秋谷病院	☎(42)2125	中4-14-41
いいじまクリニック	☎(40)5100	幸手2061-2
飯村医院	☎(42)0206	中3-1-11
石塚外科医院	☎(43)7777	北3-10-20
いわさきハートクリニック	☎(44)3810	南3-11-20
牛村病院	☎(42)0025	中5-4-51
香日向クリニック	☎(44)3001	中川崎739-3
久我クリニック	☎(40)3105	中5-9-17
久我産婦人科医院	☎(42)2028	中5-8-24
斎藤医院	☎(42)9858	中1-13-31
さくら整形外科	☎(42)0878	上高野250-6
幸手耳鼻咽喉科	☎(43)8985	幸手181-2
幸手総合病院	☎(42)1211	東4-14-24
高梨医院	☎(42)0218	中4-17-23
高梨クリニック	☎(43)5522	下川崎33-1
のうみクリニック	☎(42)7233	幸手5264-1
野口内科小児科医院	☎(42)0123	南2-4-9
のぶクリニック	☎(42)5126	栄3-5-102
東内科小児科医院	☎(42)0409	中3-8-10
堀中病院	☎(42)2081	東3-1-5
むさしの整形外科	☎(40)6001	幸手2807

※生活保護世帯の人は無料
自己負担 1200円
です、生活保護受給
対象 ①接種日に65歳以上の
人 ②接種日に60～64
歳の人で心臓・腎臓・呼吸
器に重い障がいのある人
※身体障害者手帳または医
師の診断書が必要です。
接種方法 市の委託医療機
関に予約をし、インフル
エンザワクチンを1回接種
自己負担 1200円

問合 8421・FAX(42)2130
健康増進課 ☎(42)2130
詳しくは健康増進課へお
問い合わせください。
問合 8421・FAX(42)2130
健康増進課 ☎(42)2130

高齢者のインフルエンザ予防接種

実施期間 10月1日(木)～
12月31日(木)

※市外(県内)で受ける場合
は10月20日(火)～12月25
日(金)。

者証を持参してください。
用意する物 住所や生年月
日の確認できるもの(健康
保険証など)

※かかりつけ医が市外で埼
玉県内にある場合、接種
協力医であれば同じ料金
で受けられます。予診票
は健康増進課、各公民館、
コミュニティセンター、
勤労福祉会館で配付して
います。

下水の水質改善にご協力ください

▼油を流さないで

油分は下水道管に固着し、詰まりの原因になります。毎年、市内で家庭から排出された油により、下水道管が詰まる事例が発生します。

各家庭で動植物油を使用した場合は、使用後の油は固めて「燃やせるごみ」として処分するなど十分注意して、下水の水質改善にご協力ください。

また、飲食店などで、油の回収器を使用している場合は、定期的に、点検・清掃をするようにお願いします。



▼悪質業者にご注意ください

最近、市内において宅地内排水設備の点検・清掃が義務付けられているような言い方で、清掃などを請け負う業者が見受けられます。市では、各家庭の排水設備の点検・清掃は、個人の責任において行っていただいておりますが、義務付けてはいませんのでご注意ください。

また排水設備の詰まりなどがあった場合は、下水道課へご相談ください。

問合せ 下水道課 ☎(47)3340・FAX(48)0120

公共下水道の普及にご協力ください

早期接続を

市の公共下水道は、8月末日現在で273・2ヘクタールの区域で利用できます。この面積は市街化区域面積524ヘクタールの約52%であり、今後も生活環境改善のため下水道工事を実施します。

公共下水道の整備、接続換えの促進にみなさんのご理解・協力をお願いします。

公共下水道は、みなさんにご利用いただいて初めてその機能と効力を発揮でき

雨水の流入にご注意を

雨水は、公共下水道(汚水管)に流せません。雨水が大量に流入すると汚水が逆流し、トイレなどが使用できなくなりま。市内の汚水マスのふたは絶対にあけないようにしてください。

問合せ 下水道課 ☎(47)3340・FAX(48)0120

10月1日は

「浄化槽の日」

「浄化槽の日」は、浄化槽および浄化槽に関する制度の普及を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、身近な水環境の保護を目的に定められたものです。

昭和60年10月1日に施行された浄化槽法により、浄化槽が十分に機能するように、つぎのような維持管理が義務付けられています。

浄化槽の維持管理

浄化槽の維持管理には、清掃・保守点検・法定検査の3つがあります。

▼清掃

清掃は、浄化槽内に生じた汚泥などを引き抜き、付属装置や機械類を洗浄したり、清掃する作業です。

汚泥がたまりすぎると浄化槽は機能を損ない、浄化されずに汚水が外に流れ出たり、悪臭の原因になります。そのような事態にならないよう、浄化槽の清掃は年1回以上の実施が

義務付けられています。清掃は、市の許可を受けた業者に委託してください。

▼保守点検

保守点検は、浄化槽の点検をし、装置や機械の調整・修理、汚泥の清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。4か月に1回以上行うことが義務付けられています。点検は、知事の登録を受けた専門業者に委託してください。

▼法定検査

法定検査は、保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断です。使用開始後、3か月を経過した日から5か月以内に検査し、その後は、毎年1回の定期検査を行います。

清掃・保守点検・法定検査を行い、よりよい地域環境づくりのため、一人ひとりが適正な維持管理を心がけましょう。

※法定検査の実施は、埼玉県が指定しているつぎの機関に依頼してください。

○(株)埼玉環境検査研究協会

☎048(649)5151

問合せ 環境課 ☎(48)03

31・FAX(48)2226